

報告第18号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和8年5月25日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	42,329円

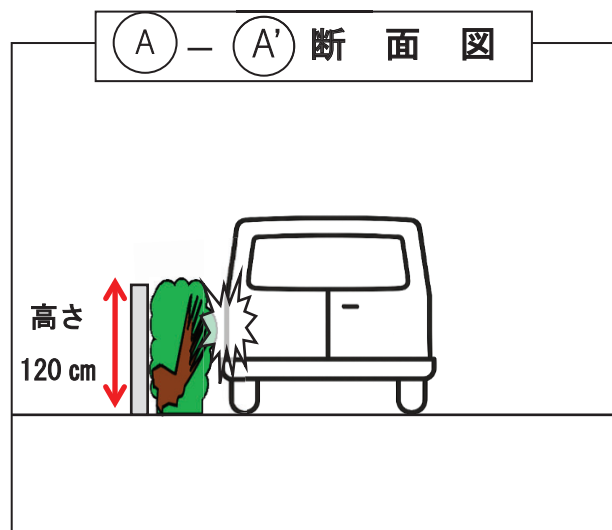
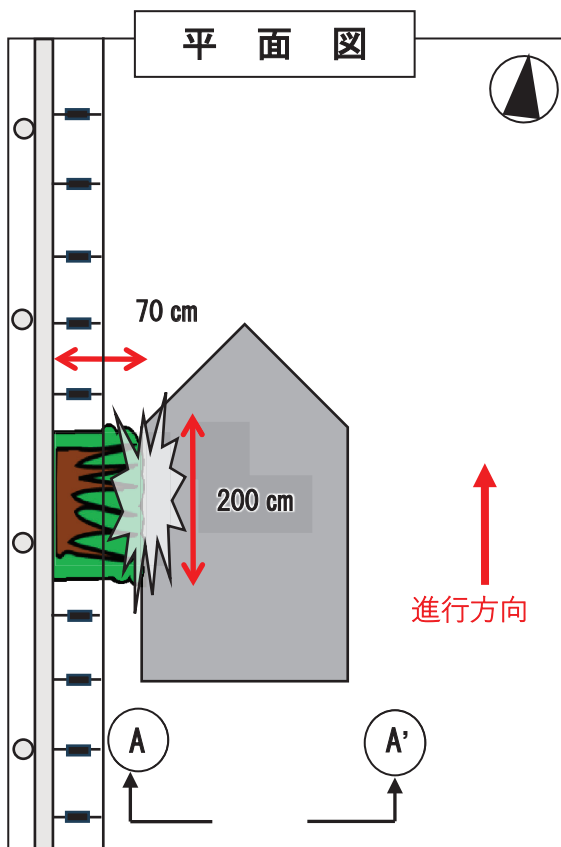
2 事件の概要

令和7年9月2日午後6時25分頃、相手方〇〇〇〇氏所有の普通乗用自動車が、市内南区大池二丁目2番2号付近の市道上において、離合のため道路左側に寄って一旦停止した後再度発進した際、当該道路の車道脇の樹木の枝が車道側に張り出していたため、当該枝に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年6月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎



人的損害	0 円
物的損害	423, 298 円
損害額計	423, 298 円
市の過失割合	1 割
損害賠償額	42, 329 円

現場状況(遠景)



現場状況(近景)



対応後



車両全景



破損状況



報告第19号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和8年5月25日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	14,982円

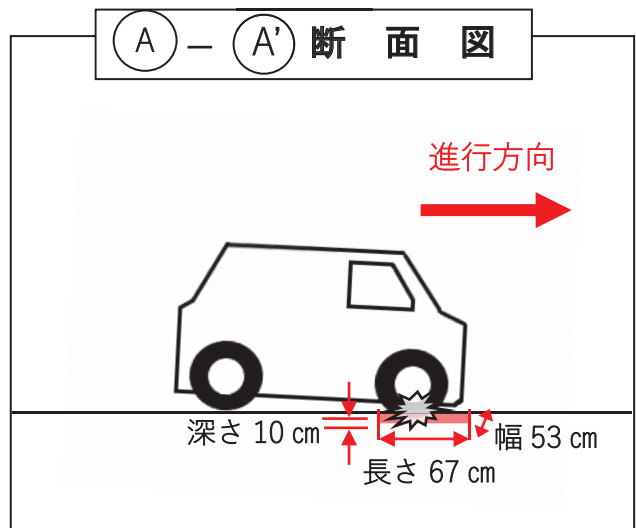
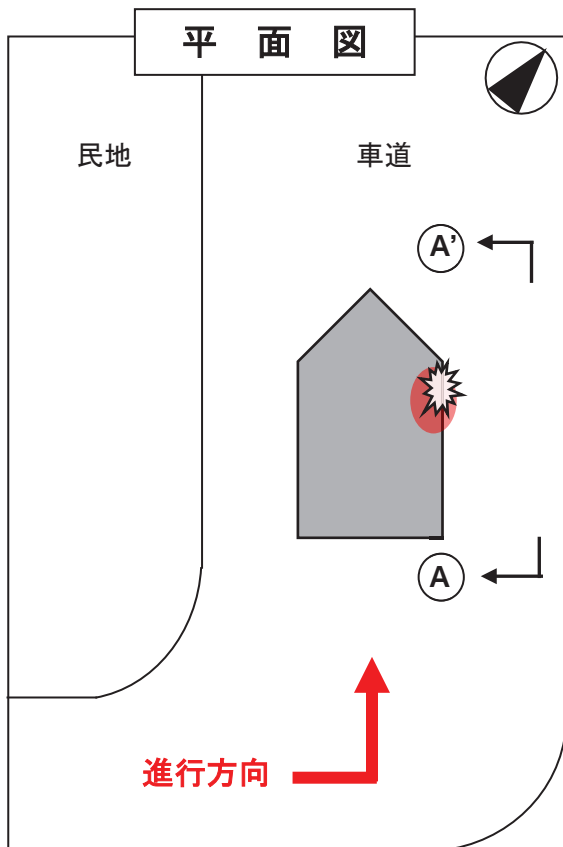
2 事件の概要

令和7年10月14日午後11時頃、相手方〇〇〇〇氏所有の普通乗用自動車が、市内博多区榎田一丁目7番27号付近の市道を走行中、当該市道の路面が破損していたため、当該箇所に車輪が落ち込み、当該車両が破損して損害が生じたものである。

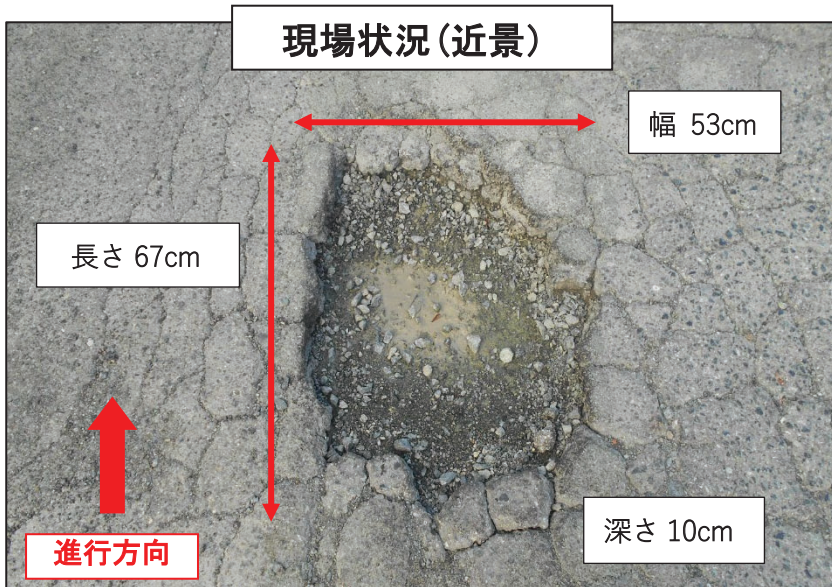
上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年6月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎



人的損害	0 円
物的損害	24,970 円
損害額計	24,970 円
市の過失割合	6 割
損害賠償額	14,982 円



車両全景



破損状況



右前輪パンク